令和５年度「コンビニ野菜レシピ集」作成業務仕様書

１　業務名

令和５年度「コンビニ野菜レシピ集」作成業務

２　趣旨

野菜の摂取量が少ない若い世代（２０～３０歳代）の県民に、手軽に野菜を摂取してもらうため、利用頻度が高いコンビニエンスストアで販売されている野菜を使った簡単な料理のレシピを紹介する。

なお、対象年代のライフスタイル等の特性を踏まえた内容にするとともに、対象者の感性や意欲に訴える表現とする。

３　業務内容

（１）レシピ集の作成

ア　規格

（ア）印刷物

Ａ５判１４ページ、フルカラー、中綴じ

（イ）電子データ

ＰＤＦファイル、ＪＰＧファイル

イ　掲載内容

県内のコンビニエンスストアで販売されているカット野菜や冷凍野菜等を使った、若い世代を対象とした簡単な料理のレシピを１２種類以上掲載する。

なお、レシピには、料理の完成写真、材料・分量、作り方、調理のポイント、１食分のカロリーと塩分を記載する。

ウ　留意事項

・レシピは、本業務の受注者がプロの料理人、料理研究家等に依頼し、本レシピ集掲載用に独自に作成する。

・レシピ作成に当たっては、成人１人１日の摂取カロリー2,200kcal、野菜摂取量３５０ｇ、食塩摂取量８ｇを意識し、減塩に努めること。

・レシピで使用する食材は、次のとおりとする。

＜野菜＞

コンビニエンスストアの主なチェーンに共通で販売されている野菜の商品について、商品カテゴリー（カット野菜、冷凍野菜、生野菜、漬物等）から、数種類ずつ、計１２品以上選んで使用する。

＜その他の材料＞

コンビニエンスストアで販売されている材料のみで調理することを基本とする。

・作成に当たっては、受注者の提案した企画案を基に、受注者と県が随時検討しながら作業を進めるものとする。
・納品されたレシピ集は、県が県内のコンビニエンスストア各店舗に配布し、設置してもらうことを想定している。

４　成果品

（１）冊子印刷物　15,000部
（２）電子データ（ＣＤ－Ｒ保存）　１部

５　履行期限

令和５年１０月３１日（火）

６　納入場所

青森県農林水産部食の安全・安心推進課
青森市長島１丁目１－１

７　著作権

（１）受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
（２）成果品については、その著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
　ただし､成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
（３）（２）において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
（４）受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

８　その他

（１）委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
（２）業務の実施に当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
（３）新型コロナウイルス感染症、天災その他、真にやむを得ない原因により、業務の履行が困難となった場合は、発注者と受注者が別途対応を協議することとする。
（４）本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の実地検査等の対象となる場合がある。